

公布された規則のあらまし

佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（規則第 41 号）

- 1 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の題名等の変更に伴い、佐賀県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則ほか 3 規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 指定管理鳥獣捕獲事業の創設、認定鳥獣捕獲等事業者制度の導入及び住居集合地域等における麻醉銃猟が許可されたこと等に伴い、所定の様式を定めることとした。
- 3 この規則は、平成 27 年 5 月 29 日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。